

目標 I

社会的自立の基盤となる力の確立

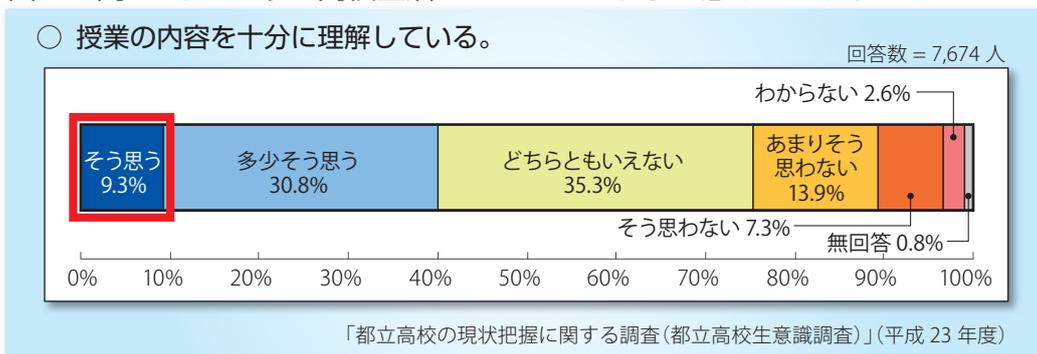
- 1 学力の定着と伸長
- 2 道徳性の^{かんよう}涵養
- 3 体力の向上と健康

1 学力の定着と伸長

現状と課題

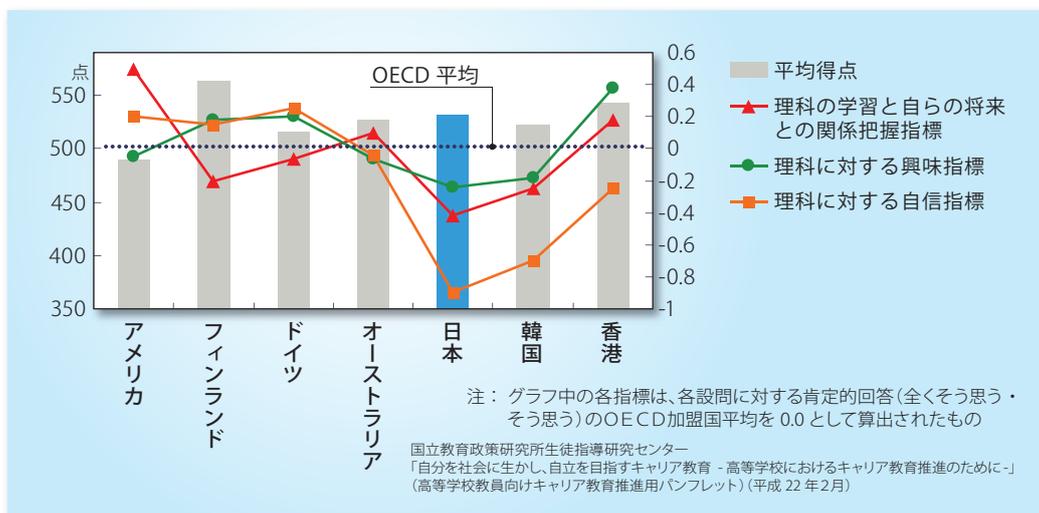
- 生徒の学力の実態把握や教員間での指導方針等の共通認識が十分でなく、授業の到達目標や進度も異なるなど、学校の設置目的に合った学力を育成するための組織的な取組が必ずしも十分に行われてきませんでした。また、授業の内容を十分に理解していると意識している生徒は少なく（図 1）、基礎学力の定着に課題があります。

図 1 問 あなたは今、高校生活についてどのように感じていますか。



- 生徒の思考力、判断力、表現力が低下しているという指摘があり、新学習指導要領で言語活動の充実を全ての教科等で行うこととされていることも踏まえ、各教科等での取組と実践が求められています。
- 科学技術の発展は、我が国の国際競争力を維持、向上させていくために不可欠であり、科学技術の発展に対する国民の期待は一層高まっています。しかし、図 2 にあるとおり、高校生の理科に対する興味・関心が低く、また自信をもてない実態があることなどから、実験や観察を中心とした体験的、問題解決的な授業により生徒の興味・関心を引き出し、生徒の思考力、判断力、表現力を伸長させる必要があります。

図 2 科学的リテラシー (PISA2006 より)



改革の方向

(1) 学校の設置目的に応じた学力の向上

学校の設置目的に応じて、生徒が卒業までに修得すべき学力の水準を明確に設定します。各学校では、生徒の学力を的確に把握し、設定した水準に到達させるための指導内容・方法を繰り返し改善して実践します。

また、都教育委員会は適切な方法で生徒の学習到達度を測り、その結果に基づき学校と一体となった取組を行うことで、生徒一人一人の学力を確実に定着させます。

さらに、全ての教科等で言語能力の育成を図る取組や読書活動を推進し、生徒の考える力やコミュニケーション能力を向上させます。

ア 「都立高校学力スタンダード」の策定

都立高校卒業までに生徒が修得すべき学力の水準である「都立高校学力スタンダード」を、都教育委員会が学校の設置目的に応じて策定します。各校はこれに基づいて自校の学力スタンダードを設定し、校内で統一的な指針に基づき指導内容・方法を見直し実践することで、自校の学力スタンダードに設定した学習内容を卒業までに着実に身に付けさせます。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
「都立高校学力スタンダード」の策定	策定	推進校指定、実施	全校実施	

イ 「学力向上開拓推進事業」の実施

都立高校入学者選抜における学力検査や各校で実施する学力調査等のデータ分析に基づき、生徒の学力の実態を客観的に把握し、次の到達目標や目標到達のための指導内容・方法を定めた「学力向上推進プラン」を作成します。このプランに基づく授業実践と学力定着度の再確認、プランの改善という一連のサイクルを年間を通して継続することで、指導内容や方法を改善し、生徒一人一人の学力を最大限に伸ばします。なお、卒業時の到達目標については、平成26年度以降は、都教育委員会が策定した「都立高校学力スタンダード」に基づき各校で設定する学力スタンダードとなります。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
「学力向上開拓推進事業」の実施	全校実施 既存推進校で引き続き実践、成果を全校へ普及	全校へ普及		

ウ 言語能力向上のための取組

言語能力の向上に取り組む推進校を指定し、読書活動や、書くことに関する学習活動、各教科等での授業の工夫などを実践して、生徒の思考力、判断力、表現力などを育成します。

また、推進校での優れた指導実践を広く普及させることにより、全ての都立高校において、国語をはじめとする全ての教科等で、記録、説明、批評、論述、討論などの実施や読書の機会の拡充などにより生徒の言語能力の向上を図ります。

さらに、相手の意図や考えを的確に理解し、論理的に説明したり、反論・説得したりできる能力を育成する実践の場として、平成24年度から都立高校ディベート選手権を開催し、日本語や英語による思考力、判断力、表現力等を伸長させます。

項目	実施計画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
言語能力向上のための取組	23年度より「言語能力向上推進校」の継続指定(第一期)	言語能力の向上のための取組の実施	→	
	新規指定(第二期)		→	
	ディベート選手権の実施	→		

(2) 理数教育の充実

実験や観察など体験的・問題解決的な学習を充実させた授業やカリキュラムの導入のほか、民間研究機関との連携や外部人材の活用などにより、生徒の理数に対する興味・関心を高めるとともに、生徒の思考力、判断力、表現力を伸長させ、将来の科学技術を支える人間を輩出します。

ア 理数教育推進校の指定

理数に興味・関心をもつ生徒の裾野を広げ、我が国の科学技術を支える人間を育成するため、理数教育推進校として、理数フロンティア校及び理数教育チャレンジ団体を指定します。

理数フロンティア校では、新学習指導要領や都の教育課題を踏まえ、研究テーマを設定し、教育課程、教育内容、指導方法などについて研究・開発を行います。また、理数教育チャレンジ団体では、指定を受けた理数に関わる部活動、生徒会活動等が中心となって様々な自然科学に関する研究を行います。これらの指定校等は、独立行政法人科学技術振興機構が主催する「科学の甲子園」*2などの各種コンテストなどの上位入賞を目指します。

*2 科学の甲子園は、高等学校等(中等教育学校後期課程、高等専門学校を含む)の生徒チームを対象として、理科・数学・情報における複数分野の競技を行う取組のことであり、独立行政法人科学技術振興機構(JST)が主催している。

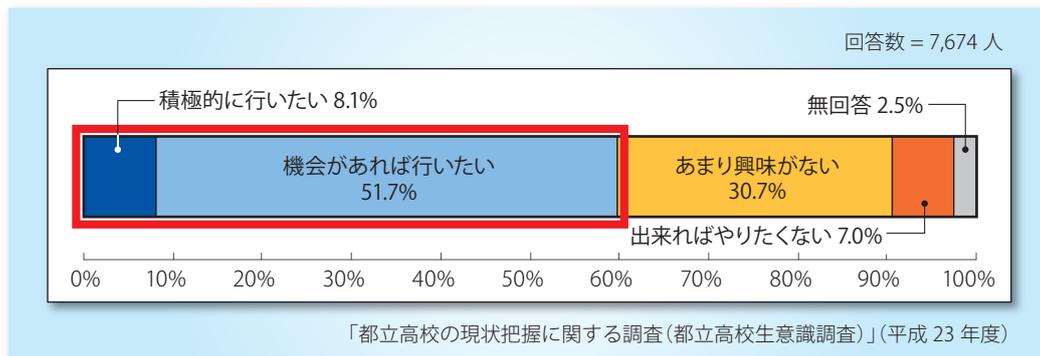
項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
理数教育推進校の指定	「理数フロンティア校」指定 (第一期)(5校)		検証	検証を踏まえた理数教育の 充実に向けた 取組の実施
	「理数教育チャレンジ団体」指定 (12団体)Ⅰ	「理数教育チャレンジ団体」指定 (12団体)Ⅱ	「理数教育チャレンジ団体」指定 (12団体)Ⅲ 検証	

2 道徳性の涵養 かんよう

現状と課題

- 東日本大震災を経験し、防災に関する意識や、地域、さらには我が国のために貢献しようとする意識が、広く国民の間に高まっています。都立高校生の中にも社会貢献に関心をもつ生徒が一定の割合で存在することがうかがえます(図3)。今後は、社会貢献に対する意欲を一層高め、実際の行動に結び付けさせるための取組が必要です。

図3 問 あなたは今後、ボランティアなどの社会貢献活動を行いたいですか。



- 都立高校生の素行に対する苦情が増加し、一部に授業規律の乱れが見られるなど、規範意識の低下がうかがえます。また、学校における生活指導について、各学校内で共通した指導の体制が十分に構築されておらず、組織的な生活指導に結び付いていない実態が一部に見られます。
- 生徒が自己探求と自己実現に努め、人間としての在り方生き方を学び、豊かな人間性や社会性を身に付ける必要がありますが、実践する機会の不足により、十分な道徳的実践力^{*3}が身に付いていない生徒が見られます。
- 情報化が進展する一方で、個人情報流出の問題や、プロフィールサイト^{*4}・掲示板への書き込みに伴う危険について、生徒に十分に理解されていない状況があります。また、都立高校生の約4人に1人が携帯電話やインターネットでのトラブルを経験している実態があります。

^{*3} 道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の生徒が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考え方を深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。

^{*4} プロフィールサイトとは、Web上に自己紹介ページを作成できるサービスの総称のことであり、通称「プロフ」と呼ばれる。作成サービスを利用せず、個人がプロフィールを掲載・公開しているウェブサイトのことも指す。

改革の方向

(1) 社会貢献意識とその実践力の育成

教科「奉仕」*5を発展的に拡大し、学校だけでなく家庭、地域の防災関係機関、企業などの幅広い教育力を活用できる仕組みをつくることにより、人と人との絆きずなの大切さを理解させ、都立高校生の社会貢献意識を高めるとともに、社会貢献の実践を行う機会を拡大します。特に、現在、防災教育の充実に向けた取組が喫緊に求められていることを背景に、生徒による実践を中心とした防災教育を展開し、自分だけでなく他人も守り、世のため人のために尽くす高い社会貢献意識と実践力を兼ね備えた人間を育成し、防災に関する社会的要請や都立高校生に対する期待に応えていきます。

ア 防災活動の推進

都立高校防災教育推進校を指定し、生徒が防災に関する取組の企画・立案を行う新たな防災組織「都立高校防災活動支援隊」の結成や、上級救命講習の受講、消防庁・警視庁・自衛隊や大学、病院、研究所などと連携した災害時支援活動の疑似体験、一週間程度の宿泊訓練などに取り組むことで、自校の防災と近隣住民の安全を支える高い社会貢献意識と実践力をもつ人間を育成します。

また、全ての都立高校において、年間4回以上の避難訓練・防災訓練を実施するとともに、学校所在地域の自治会関係者や各自治体の防災担当、保護者、警察・消防関係者等を委員とする防災教育推進委員会を設置し、防災教育の在り方及び防災教育の推進に関わる事項について検討します。

さらに、全ての都立高校において、あらゆる場面を想定し、体育館などを使用した一泊二日の宿泊防災訓練を実施することなどを通して、災害発生時、自分の命を守り、身近な人を助け、さらに避難所の運営など地域に貢献できる人間を育てます。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
防災活動の推進	防災教育推進校の指定 (12校) 全都立高校において避難訓練・防災訓練の実施、防災教育推進委員会の設置、宿泊防災訓練の実施	指定の拡大・検証 実施の継続・検証	検証を踏まえた新たな施策の展開	

*5 教科「奉仕」は、東京都独自の教科であり、平成19年度から全ての都立高校で必修としている。この教科では、奉仕に関する基礎的・基本的な知識を習得させ、活動の理念と意義を理解させるとともに、社会の求めに応じて活動し、社会の一員であること及び社会に学ぶことを通して、将来、社会に貢献できる資質を育成することを目標に設定している。

(2) 規範意識の育成

社会人としてもつべき基本的なマナーやルールを身に付けさせるため、全ての都立高校において、統一した基準による生活指導と全教職員による組織的な指導体制を構築することにより、規範意識や公共の精神の醸成とその向上を図ります。また、これらの身に付けるべきマナーやルールの遵守により、授業や日常生活での規律を高めます。

ア 「生活指導統一基準（都立高校生ルール（仮称）」による生活指導体制の確立

都立高校生が社会的に自立するための資質・能力や規範意識を醸成するための統一的な生活指導に関する基準、「生活指導統一基準（都立高校生ルール（仮称）」を作成するとともに、このような基準による指導を行う規範意識向上推進モデル校を指定し、その実践報告をまとめ、全ての都立高校への普及啓発を図ります。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
「生活指導統一基準」による生活指導体制の確立	生活指導統一基準作成・配布	模範意識向上推進モデル校による取組		全校実施

(3) 道徳教育の推進

小・中学校で使用される都独自の道徳教材との関連を図りながら、生徒の発達の段階にふさわしい道徳教育を実施するとともに、世代や学校種を越えた異年齢交流等を通して「人としての絆^{きずな}」の大切さを理解させることで、都立高校生一人一人に、道徳的心情や判断力、人間としての在り方生き方に関する自覚を深めさせ、道徳的实践力を身に付けさせます。また、人間関係の構築に必要なコミュニケーション能力を向上させるとともに、生徒が直面する社会の様々な場面や状況に適切に対応するための社会人基礎力を習得させます。

ア 道徳教育の充実

教科「奉仕」との関連を図りながら、生徒の道徳的实践力を高める道徳教育の在り方の検討を行い、都独自の道徳教材（教材集・指導資料集）を作成します。道徳教育研究指定校において、これらの教材を使った取組や効果的な指導方法などの研究や実践を行い、その成果を他の都立高校へ普及させることで、都立高校全体の道徳教育の充実を図ります。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
道徳教育の充実	教材集の作成	指導資料集の作成 道徳教育研究指定校による実践と検証	全校実施	

(4) 情報活用能力の向上

情報通信機器の発達により、生徒を取り巻く環境が急激に変化している中で、様々な情報を適切に取捨選択し活用する実践力や、情報社会に参画する望ましい態度、犯罪の被害者や加害者にならないための知識を身に付けさせます。

ア 外部人材を活用した情報活用能力向上のための取組

高い専門性をもつ外部人材を都立高校へ招き、生徒、保護者、教職員を対象に、情報通信機器に関する基礎的な知識・技能及び活用する際の法律や条例等を含めたルールやマナーについて実践的な講座を実施するとともに、取組の検証・見直しに基づく新たな取組の充実を図ることで、情報社会に参画する望ましい態度を育成します。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
外部人材を活用した 情報活用能力向上のための取組	外部人材を活用した講座の実施	情報活用能力向上のための取組の実施	➡	

イ インターネット等の適正利用の推進

全ての都立高校を対象に、学校非公式サイト^{*6}等の監視を行い、検出した不適切な書き込みについては、サイトの運営者等に対して書き込みの削除要請を行うとともに、当該校への連絡を行い、学校での指導等の適切な対応を行います。

また、都立高校の生徒とその保護者、教員を対象として生徒のインターネットや携帯電話の利用状況及び学校生活への影響等について調査を行い、情報活用能力を向上させるための基礎資料とします。

これらの取組を通じて、生徒に対し、インターネットや携帯電話の利用に関して、適切な指導を継続的に実施していきます。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
インターネット等の適正利用の推進	学校非公式サイト等の監視 インターネット等利用に関する実態調査	生徒への適切な指導を継続的に実施	➡	

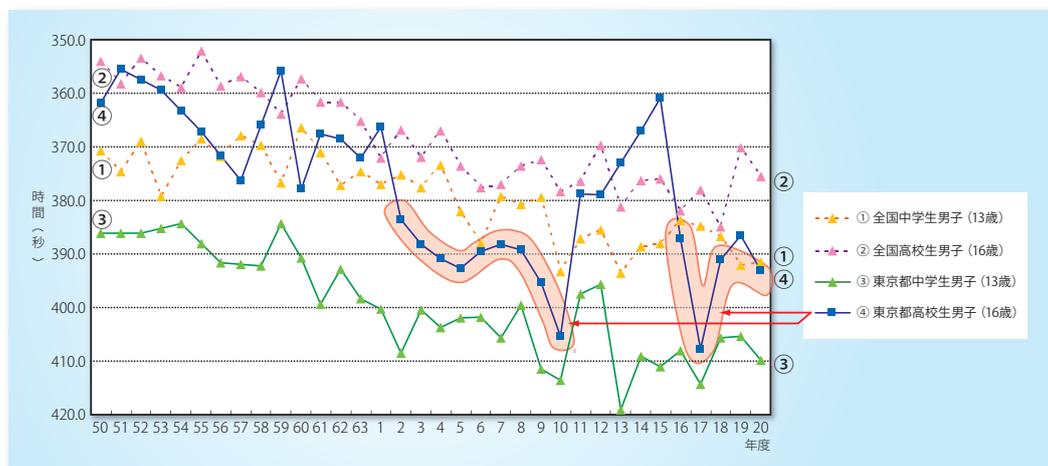
^{*6} 学校非公式サイトとは、ある特定の学校の話題のみを扱う学校非公式の Web上の匿名掲示板のこと。

3 体力の向上と健康

現状と課題

- 生徒が心身の健康の大切さを認識し、健全で元気に成長していくために、引き続き、健康診断による健康実態の把握、学校医等の科学的知見に基づく情報の共有・普及啓発などに取り組むとともに、学校の環境衛生や安全の確保に努めていく必要があります。
- 運動する時間や機会の減少に加え、体育の授業においてスポーツの技術指導に重点を置きすぎる傾向から、運動の量・質の確保が不十分となっています。このため、図4にあるとおり、持久走をはじめとして、都立高校生は男女共に体力・運動能力のほとんどの項目が全国平均値を下回るなど、全体として体力低下の状態にあります。

図4 体力テスト「男子持久走1500m」の経年変化



- 運動部活動の加入率が低い学校が一部にあり、更なる加入率の向上を図る必要があります。一方、競技力向上に係る環境整備が不十分であり、全国大会出場レベルの運動部活動を有する都立高校が少なく、スポーツに秀でる中学生が都立高校を選択しない現状があります。

改革の方向

(1) 健全な心と身体の育成

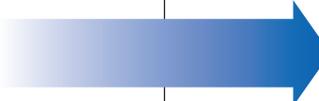
東京都学校保健審議会*7で答申された児童・生徒の健康づくり指標の数値目標を達成するために、平成17年2月に策定した「都立学校における健康づくり推進計画」*8の検証を行い、喫緊の健康課題に対応した新たな「健康づくり推進計画」を策定し、生徒の健全な心と身体を育成します。

*7 東京都学校保健審議会とは、東京都公立学校の保健管理の万全を期するため、東京都教育委員会の諮問に応じ、学校の保健衛生に関する事項について審議し答申する教育委員会の附属機関のこと。

*8 現行の「都立学校における健康づくり推進計画」は、第25期東京都学校保健審議会の答申「21世紀を生きる児童・生徒の健康づくりの指針と方途について—ヘルスプロモーションの理念による健康づくり戦略—」(平成16年2月)を受け、都立学校における組織的な健康づくりを推進するため、平成17年2月に策定された。

ア 健康づくり推進計画の実施

「都立学校における健康づくり推進計画」について、都立高校の実施状況調査を行うとともに、健康づくりの体制の構築、健康づくり推進のための支援、生徒の健康課題に対する環境整備、健康教育の推進の4つの大きなテーマからなる19の施策の検証を行います。また、専門医（精神科医・産婦人科医）の派遣事業による学校相談活動や歯・口の健康づくり研修会など、継続して重点的に取り組んでいく事項等を整理します。学校安全・事故防止教育では、継続して心肺蘇生法実技講習会*⁹を実施するとともに、応急手当普及員講習*¹⁰などを活用し、教職員の救急救命に関する知識・技能の向上を図ります。さらに、国や都の関係機関の健康づくりに係る関連計画との連携の在り方、健康危機管理や心の健康問題など都立高校における健康課題を検討し、新たな「健康づくり推進計画」に反映させ、生徒の健全な心と身体の育成を図ります。

項 目	実 施 計 画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
健康づくり推進計画の実施	継続実施計画の検証 新たな健康づくり推進計画策定	新たな健康づくり推進計画実施		
				中間検証

(2) 基礎体力の向上

普段運動をする習慣のない生徒などに、体育の授業を通じて効率的に運動量を確保させるとともに、新学習指導要領の趣旨を踏まえた質の高い体育の授業の展開や、家庭における基本的な生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組の実施などの総合的な対策により、生徒の基礎体力を向上させます。

ア 総合的な子供の基礎体力向上策の推進

保護者や学校、地域のスポーツ団体等の関係機関が連携を図り、子供の生育環境、運動・スポーツの場や時間の確保、適切な指導等の様々な観点から総合的な対策を講じるために平成22年に策定した「総合的な子供の基礎体力向上策」に基づき、計画的かつ総合的に生徒の基礎体力の向上を図ります。平成24年度までを計画期間とする第1次推進計画では、体力や健康が「生きる力」の大切な基盤であることを生徒に十分に理解させるとともに、外部人材の効果的な活用等により生徒の体力・気力を鍛錬する実効性ある取組などを実施します。

*⁹ 心肺蘇生法実技講習会は、児童・生徒の突然死の災害の予防のために東京都教育委員会が実施する講習会であり、都立学校の教職員に対して心肺蘇生法（人工呼吸及び心臓マッサージ）の実技講習を行っている。

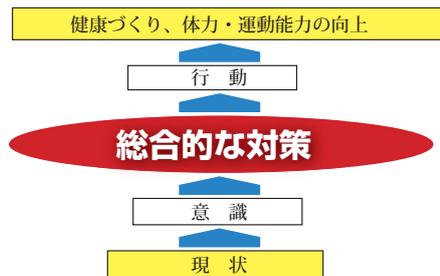
*¹⁰ 応急手当普及員講習は、公益財団法人東京防災救急協会が実施する講習であり、救急救命の指導者コースである。心肺蘇生、自動体外式除細動器（AED）の使用方法、窒息の手当、止血の方法などを学ぶコースとして同財団法人が実施している「普通救命講習」等の指導要領を学ぶためのコースであり、応急手当普及員講習の受講者は、一定のレベルに達すると応急手当普及員として認定され、東京消防庁職員の立会いの下、上記の「普通救命講習」を開催することができるようになる。東京都教育委員会では、都立学校の教職員が応急手当普及員講習を受講する際に、その教材費を負担している（受講料は無料）。

項目	実施計画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
総合的な子供の基礎体力向上策の推進	第1次推進計画実施 第2次推進計画策定	第2次推進計画実施		

※第3次推進計画（平成28年度から平成30年度まで）

総合的な対策の方向性

- 体力が重要であるとの意識を醸成していく。
- 子供の基本的な生活習慣と日常生活活動の質・量を高める。
- 外遊び、運動・スポーツを行うことのできる時間・空間・仲間を確保する。
- スポーツ都市東京を実現していくためには、スポーツの振興とともに学校体育の充実による児童・生徒の育成が大切である。



(3) 運動部活動の推進と競技力の向上

運動部活動の一層の活性化や外部指導員の活用により、部活動の振興を図り、平成25年に東京で開催する国民体育大会「スポーツ祭東京2013」や、平成26年度の南関東インターハイ^{*11}をはじめとした全国大会に出場できるレベルの競技力を身に付けた生徒を、都立高校から継続的に輩出していきます。

ア スポーツ名門校づくりに向けた運動部活動の強化

顕著な成績を上げている運動部活動を更に強化するため、スポーツ名門校づくりに向けて試行的に指定してきた都立高校運動部活動強化拠点への支援の取組成果を踏まえつつ、都立高校の運動部活動の強化策を継続することで都立高校スポーツの一層の振興を図ります。また、指導者確保、教員異動、入学者選抜、施設・設備、練習体制や合宿など、競技力向上策の在り方について見直しを図るなど、運動部活動支援の取組を推進します。

項目	実施計画			
	24年度	25年度	26年度	27年度
スポーツ名門校づくりに向けた運動部活動の強化	運動部活動強化拠点の指定（試行実施継続） 試行実施に基づく新たな強化策の検討	新たな強化策の実施		

^{*11} インターハイとは、全国高等学校体育連盟が、全国各地で個別に開催されていた競技種目別選手権大会を、昭和38年度の新潟大会から統合して誕生した「全国高等学校総合体育大会」の通称のこと。本大会は、高等学校教育の一環として、高校生の健全育成、競技力の向上等を目的に学校対抗で開催されており、現在では、規模、内容において、高校生最大のスポーツの祭典に発展し、夏季大会と冬季大会が開催されている。夏季大会は、平成22年度沖縄県開催をもって都道府県単独開催を終了し、平成23年度以降はブロック開催となり、東京都においては、平成26年8月に、千葉県、神奈川県、山梨県とともに南関東四都県で合同開催することを決定した。